

## （3）海上小口貨物における簡易通関の導入に係る業務の新設



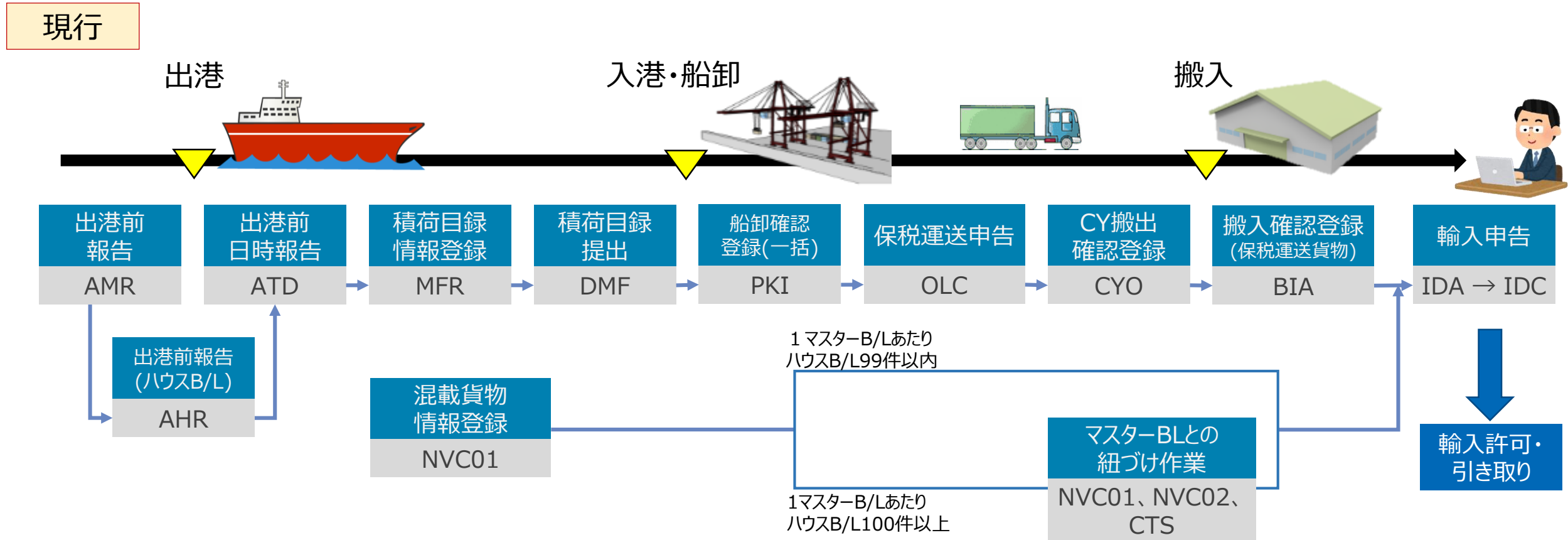
**2023年1月12日**  
**輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社**

区分	概要
1. 検討項目	海上小口貨物における簡易通関の導入に係る業務の新設
2. 変更要望 (現行手続等における課題)	近年増加し続ける海上小口貨物の輸入に対し、適正な水際取締を確保しつつ、より一層の利便性向上及び迅速通関を実現する必要がある。
3. 次期仕様	<p>海上貨物の輸入において一定の条件を満たす場合に、通常の輸入申告（「輸入申告事項登録（IDA）」業務）よりも申告項目を限定した簡易的な輸入申告業務を新設する。</p> <p>併せて、海上簡易輸入申告の利用に先立って必要となる貨物情報の事前報告に係る業務を新設する。</p> <p>※輸出は対象外とする。</p>

※本案件は、関税局・税関と調整の上、現時点で想定される内容として提示するものであり、今後検討される関税局・税関による制度面の具体的内容により、修正される可能性があります。

## 2. 第6次NACCSにおける海上輸入混載貨物関連業務フロー

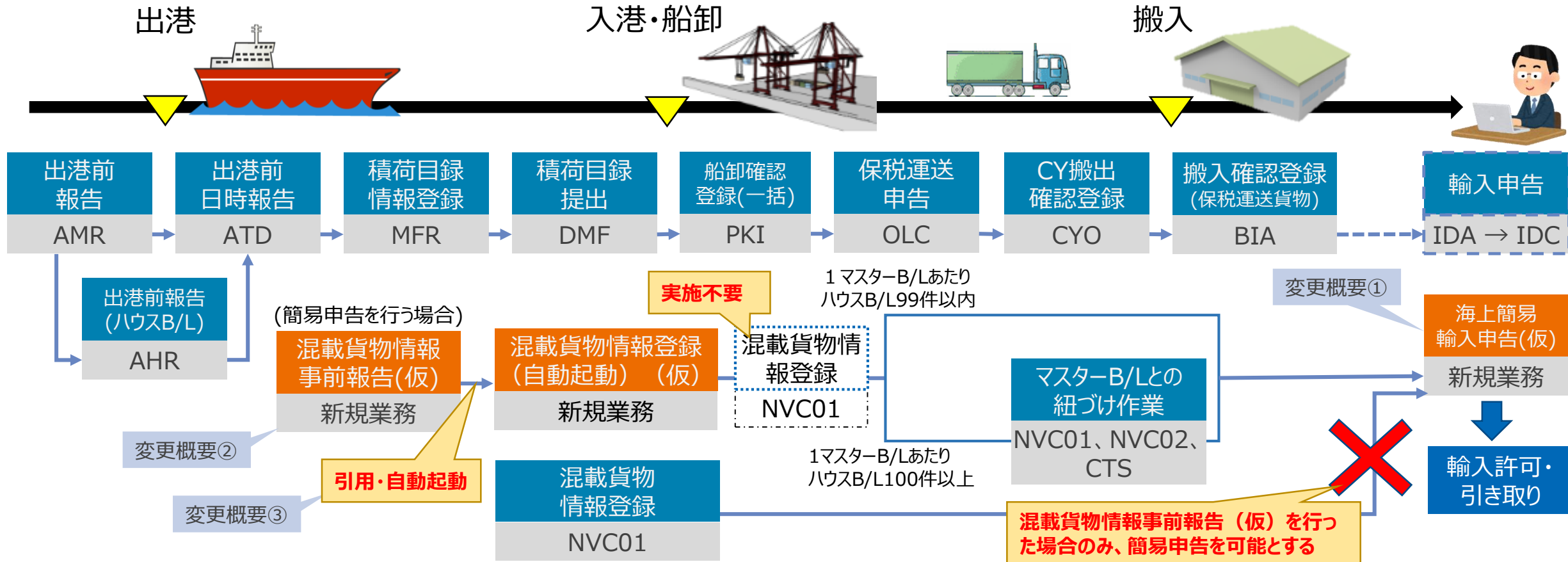
第6次NACCSにおける海上輸入混載貨物関連業務の主な流れは以下のとおりである。



## 変更概要

- ① 輸入混載貨物に対する簡易的な申告手続きを可能とする新規業務を追加する。
- ② ①に先立ち、簡易的な申告手続きを行う輸入混載貨物情報を税関に対して事前に報告する業務を追加する。
- ③ ②の事前報告業務における利用者の業務負担を軽減するため、事前報告業務を実施した際に、事前報告業務の登録内容を引用し、「混載貨物情報登録（NVC01）」業務相当の新規業務を自動起動する機能を追加する。

次期



項番	業務名(仮)	業務コード	業務概要	今後の検討事項
1	海上簡易輸入申告	未定	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸入混載貨物について、法令等で定められる要件を満たす場合に通常の輸入申告より申告項目等を限定した簡易的な申告を行う業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>簡易輸入申告が認められる具体的な条件及び申告項目については、今後関税局にて検討される制度面の内容に基づき決定</li> </ul>
2	混載貨物情報事前報告	未定	<ul style="list-style-type: none"> <li>海上簡易輸入申告を行う場合において、申告に先立ち対象の混載輸入貨物（ハウスB/L情報）を税関宛てに報告する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>混載貨物情報事前報告における具体的な入力項目については、「混載貨物情報登録（NVC01）」業務相当を前提にし、また税関が求める項目については、今後関税局にて整理される制度面の内容に基づき決定</li> </ul>
3	混載貨物情報登録(自動起動)	未定	<ul style="list-style-type: none"> <li>混載貨物情報事前報告（項番2）の実施を契機に自動起動し、登録されたハウスB/L情報を基に「混載貨物情報登録（NVC01）」業務相当の処理を行う機能</li> <li>混載貨物情報事前報告（項番2）を行ったハウスB/L情報については、本機能により貨物情報が作成されるため、別途「混載貨物情報登録（NVC01）」業務の実施は不要となる想定だが、件数に応じて当該ハウスB/L情報をマスターB/Lと紐づける後続作業（NVC01、NVC02、CTS）はこれまで通り必要。</li> </ul>	